○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日　環境大臣　望月　義夫

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（平成二十四年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則別表備考第一項」を「附則別表備考」に、「三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあっては、二年間）」を「六年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位　一リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	六
	エチレングリコール製造業	

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附　則

この省令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年五月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の表財務総合政策研究所の項中「次長」を「副所長」に、「室長」を「総括主任研究官（人事院の定めるものに限る。）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。